

令和6年度北海道管内における事業承継セミナー開催に係る業務請負先の公募について

標記の件について、下記のとおり公告する。

令和6年6月14日

独立行政法人 中小企業基盤整備機構
北海道本部長 中沢 孝雄

記

1. 業務の目的

国内では新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が徐々に緩和され、緩やかに経済情勢は持ち直しているものの、昨今の原材料の高騰や人手不足等が原因で経済の立て直しは予断を許さない状況が続いている。

国内の事業承継の現状等については、2024年版中小企業白書より、直近の国内の事業承継の現状についての調査結果が公表されている。

2023年の休廃業・解散件数は59,105件で、前年比10.6%増となっている（帝国データバンク調査）。

また、経営者の高齢化では、2000年に経営者年齢のピーク（最も多い層）が「50～54歳」であり、2015年には「65～69歳」がピークとなったものの、2023年には「55～59歳」をピークとして分散している状況が確認でき、近年は経営者年齢の分布が平準化している傾向にある。一方で、経営者年齢が70歳以上である企業の割合は2000年以降最高となっていることから、事業承継が必要となる企業は依然として相当程度存在している。

加えて、後継者不在率は2018年の67.2%をピークに近年は減少傾向にあり、足下の2023年は54.5%と、前年度に比べて引き続き減少しているものの、まだ半数近くの企業で後継者が不在になっていることが分かる。

以上の調査結果を鑑みると、事業承継問題についての中小企業への理解が一定程度広まったものと推察できるが、後継者不在率の割合をみても、国内の事業承継問題の解消は依然として喫緊の課題であると思料される。

また、同白書では後継者支援に向けた取り組みとして、地域企業後継者の支援エコシステムの醸成・構築について紹介しており、また、後継者がいない経営者にとっては、第三者承継（M&A）の取り組みも有用であるとの紹介がなされている。

こうした中で、ここ数年の動きとして中小企業庁では、円滑な事業承継をより一層推進するため、2022年3月に約5年経過した「事業承継ガイドライン」を改訂し、事業承継に関連して生じた変化や、新たに認識された課題と対応策等を反映した。また、近年中小企業でも広がりを見せているM&Aについても、中小企業庁ではM&Aについてのガイドラインの整備を進めている。

また、中小企業庁からは、事業承継支援のより一層の推進のためには、各地域における事業承継に係る支援を面的に拡大し、事業承継・引継ぎ支援センターによる専門的な支援に加え、地域の中小企業により近い立場にあり、かつ承継後のフォローもカバーし得る支援機関による支援を充実させていくことが重要との認識が示されているところである。

更には、事業承継も含めた中小企業の新たな支援体制として、事業承継・引継ぎ支援センター、よろず支援拠点、中小企業活性化協議会の3機関連携の構築が求められている。

各地の事業承継・引継ぎ支援センターの体制としては、2021年4月、事業承継・引継ぎのワンストップ支援を行う「事業承継・引継ぎ支援センター」へ発展的に改組し、一層の体制強化を図っているところである。

北海道では札幌商工会議所が、「北海道事業承継・引継ぎ支援センター」（以下、「センター」という。）を運営しており、中小企業基盤整備機構（以下、「中小機構」という。）は、中小機構北海道本部が札幌商工会議所と一体と

なり、専門家との対話と円滑なコミュニケーションを図る等して、北海道管内の事業承継の円滑な案件推進を連携して進めている。

本業務では、支援機関職員、自治体職員、事業承継を支援する専門家等を主な対象として、事業承継支援の進め方等をテーマとしたワークショップキャラバンを開催することにより、事業承継・引継ぎの機運の醸成及びセンターの認知度向上と利用促進を図り、もって北海道管内における円滑な事業承継・引継ぎの具体的な取組・推進を図るものとする。

2. 業務の内容

業務概要は以下のとおり。

【1】 ワークショップキャラバンの実施

支援機関職員、自治体職員、事業承継を支援する専門家等（以下、「支援機関職員等」という。）を主な対象とするが、企業経営者、後継者（後継者候補も含む）、創業予定者等の参加も可能とする。

開催場所は帯広、札幌の2か所とする。

当該事業では、支援機関職員等に対し、後継者に関する悩みを抱える経営者に早期・計画的な事業承継・引継ぎの準備を促すこと、更に事業規模を拡大したい経営者に、その選択肢の一つとしてM&Aを訴求することの重要性を伝授する内容とすること。

また、これらの支援に携わる支援機関職員等スキル・ノウハウの向上、センター及び中小機構の親族内承継支援、センターの後継者人材バンク事業等の支援方策を具体的に伝授する場とすること。

さらに、事業承継をきっかけとして経営改善や経営革新等を起こすことの重要性を周知する場とするともに、その支援の受け皿として事業承継・引継ぎ支援センター、よろず支援拠点、中小企業活性化協議会の3機関連携の取り組みの周知につながるような内容を盛り込むこと。

事業開催に際してはアウトカムを想定し課題解決等を図る場とし、参加者同士の交流を図るものとする。

ワークショップキャラバンのイメージを以下に提示する。但し、あくまで想定する内容であり、企画提案にて実施に際して効果的な提案を幅広く求めることとする。

名称：「事業承継ワークショップキャラバン in〇〇」（仮称）

開催場所：帯広、札幌（2か所）

開催日時：帯広は令和6年11月～12月の期間内での開催を想定

札幌は令和7年1月～2月の期間内での開催を想定

なお、開催時間は午後からを想定

開催形態：帯広はリアルのみを想定

札幌はリアル及びオンラインのハイブリットを想定

参加数：帯広はリアル50名程度

札幌はリアル100名程度、オンライン100名程度

構成：以下の構成案を想定するが、テーマ等を含めて幅広く効果的な企画提案を行うこと。

○基調講演（60分）

登壇者：事業承継に取り組んだ民間事業者を想定

事業者が事業承継に取り組んだ際の体験談、支援機関に期待することなど

○キーノートセッション（60分）

登壇者：事業承継・引継ぎ支援センター専門家を想定

事業承継支援に当たったの心構え、経営者や後継者との対話の進め方、親族内承継やM&A等支援

手法など

○インフォメーション1（30分）

登壇者：3機関の専門家を想定

3機関連携についての支援事例など

○インフォメーション2（30分）

登壇者：北海道経済産業局及び中小機構等公的支援機関職員を想定

事業承継に係る支援制度の紹介など

○ワークショップ（90分）

事業承継・引継ぎ支援センター専門家をコーディネーター役とし、参加者を3～4名程度のグループに分け、具体的な支援事例を交えての演習など

参加者同士の交流が深まる場とする。

【2】 メディア等を活用したプロモーション

ワークショップキャラバンの事業実施を実現するための効果的なプロモーションを行い、事業承継・引継ぎの機運の醸成、センター事業の認知度向上・利用促進に繋げる。プロモーションの企画提案は、効果的な提案を幅広く求めることとする。なお、プロモーション実施に当たっての諸調整については、原則として請負者が実施すること。

なお、企画提案に際して、中小企業庁が策定した以下のガイドライン及び各種リンクに掲載されている内容も併せて参考にし、効果的な企画提案を行うこと。

- ・ 中小 M&A ガイドライン-第三者への円滑な事業引継ぎに向けて-（令和2年3月）
- ・ 中小 M&A 推進計画（令和3年4月）
- ・ 事業承継ガイドライン（第3版）（令和4年3月改定）
- ・ 中小 PMI ガイドライン（令和4年3月）

（中小企業庁 事業承継リンク）

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/know_business_succession.html

（北海道事業承継・引継ぎ支援センター HP）

<https://www.hokkaido-jigyoshokei.go.jp/>

【3】 事業開催に係る運営、広報、システム環境等

（1）開催告知チラシの製作及び印刷

- ・ 開催概要、参加申込様式等を盛り込んだイベント告知のチラシ（A4、カラー両面1ページ）を製作（製作した電子データを提出）及び印刷すること。なお、公開イベント開催の告知チラシであることから、公開イベント開催時期を踏まえ、製作時期及び告知周知等に関して企画提案を行うこと。

（2）参加申込の受付・管理

- ・ 申込受付用のサイトをイベント開催内容の確定後速やかに設置し、リアル会場およびオンラインの参加者について申し込みを受け付けること。
- ・ 申込受付用のサイトは外部サイト・アプリ等を活用することも可能とする。但し、外部サイト・アプリ等を活用する場合は、事前に中小機構と協議し了承を得ること。
- ・ 申込により取得した個人情報を適切に管理すること。

（3）登壇者対応

- ・ 登壇者の候補に対して、登壇の依頼を行うこと。登壇者の候補を選定し、提案することとし、中小機構及び必要

に応じて北海道経済産業局と協議のうえ決定すること。

- ・ なお、センター専門家等の公的機関に属する者が登壇する場合、謝金の支払いの対象外とすること（見積額に含めないこと）。

（４）進行シナリオの作成

- ・ 進行シナリオの内容について、中小機構及び必要に応じて北海道経済産業局と協議の上整理し、進行シナリオを作成すること。
- ・ 作成した進行シナリオを元に、イベント開始 30 分前までに、30 分程度、登壇者と司会（請負者）による事前打合せを行うこと。なお、打合せは会場の一角で行うこと。

（５）会場の確保・調整等

- ・ イベント開催に際しては、開催会場を確保した上で、オンライン配信を可能とする環境整備を行うこと。
- ・ イベントでは、定員人数がスクール形式 2 名掛けで着席が可能であること。
- ・ 登壇者、関係者等の控室として必要な室数分を確保すること。
- ・ 定員数の参加者受付を行うための十分なスペースを有しており、かつ、受付付近に資料配布コーナーを設置できるスペースを有すること。
- ・ 請負者が会場を選定するに当たっては、上記の条件を満たす会場が複数あるもののうち、最も安価な会場を選定し、提案することにより、極力、会場費用の縮減を目指すこと。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大等により、オンラインのみの開催となった場合等、当初の見積金額より経費を削減できることとなった場合には、経費の削減について、中小機構と協議すること。
- ・ 会場の備品で不足するものは、中小機構及び会場側に確認した上で、請負者にて準備すること。
- ・ 会場利用料金及び備品料金については、請負者が支払うこと。なお、本業務の見積額に会場の利用料金及び備品料金を含めること。
- ・ オンラインの回線の確保等で工事施工等が必要な場合は、その予算も見積額に含めること。

（６）イベント当日の会場での会場設営・受付・進行等事務

- ・ イベントが円滑に行われるよう、会場設営を適切に行うこと。
- ・ イベント出席者について、会場入り口にて受付および案内等の事務を実施すること。出席者及び当日の会場を担当するスタッフに対して、十分な新型コロナウイルス感染症に係る安全対策を講じた上で、実施すること。
- ・ 出席者等が円滑に移動できるよう、案内板等を適切に設置すること。
- ・ 司会進行は請負者にて手配すること。

（７）オンライン配信及びオンライン参加者への対応

- ・ オンライン出席者への対応として、会場からオンラインで配信すること。その際に、安定的な配信ができるよう設備等を十分に準備すること。
- ・ 事前にオンライン出席者には参加方法等について案内すること。また、当日もオンライン出席者からの接続等に関する技術的な問い合わせについて、対応できる実施体制を整えること。
- ・ イベント中において、オンライン出席者から講演内容等に関する質問を受け付けられる仕組みを想定すること。
- ・ オンライン配信と併せて、イベント全体を録画保存すること。なお、イベント終了後、中小機構及び北海道経済産業局ホームページ上で公開を予定している。

（８）アンケートの実施・回収・集計

- ・ 開催に際して、会場及びオンラインの参加者に対してアンケートを実施し、回収すること。
- ・ 回収したアンケート結果について、データベース化して集計を行うこと。
- ・ アンケートをオンラインで行う場合は、原則として北海道経済産業局が提供するツールを使用すること。
- ・ アンケートは、オンライン等、効率的な方法で実施すること。

3. 契約期間

契約締結日～令和7年3月15日

4. 予算

5,000 千円（税込み）未満

5. 競争参加資格

- (1) 中小機構の契約事務取扱要領第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。
<https://www.smrj.go.jp/procurement/bid/contract/>
- (2) 中小機構反社会的勢力対応規程（規程22第37号）第2条に規定する反社会的勢力に該当しないこと。
<https://www.smrj.go.jp/org/policy/index.html>
- (3) 令和4・5・6年度の全省庁統一資格を有する者であり、「役務の提供等（301 広告・宣伝）」又は「役務の提供等（303 調査・研究）」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (4) 当該業務に必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (5) 公募期間において、中小機構又は官公庁からの新規契約等に係る停止措置を受けていない者であること。
- (6) 現在、中小機構の専門家として業務委託契約を締結しているものまたは専門家が役員等に所属する法人に該当するものでないこと。
- (7) 過去3年以内に情報管理の不備を理由に中小機構との契約を解除されている者ではないこと。
- (8) 本業務の仕様説明会に参加していること。

6. 選考方法

- (1) 公募参加者から「企画提案書」等の提出を受ける。
- (2) 本企画選考メンバーが、提出された「企画提案書」等により評価を行う。
- (3) 企画評価点で、最も点数が高い1者を請負先として選考する。

7. スケジュール

- 7月1日（月） 仕様説明会（14時～ @中小機構北海道本部大会議室）
- 7月12日（金） 質問書提出期限（12時締切）
- 7月18日（木） 質問への回答
- 7月19日（金） 競争辞退届の提出期限（17時締切）
- 7月29日（月） 企画提案書提出期限（12時締切）
- 7月30日（火） 企画評価選考会（プレゼンテーション）、事業者決定
- 8月1日（木） 事業者への通知（予定）

8. 仕様説明会の開催日時等

- (1) 開催日時：令和6年7月1日（月）14時
- (2) 開催場所：中小企業基盤整備機構北海道本部 6階 大会議室
※参加人数の確認のため、仕様説明会に参加希望の場合は、下記「11. お問い合わせ先」の担当者までEメールにて、①社名、②参加人数（最大2名まで）、③担当者氏名・所属部署名・役職名を明記のうえ、
令和6年6月28日（金）17時までに必ず連絡すること。
※参加者多数の場合は、参加人数の制限を行う可能性があります。

9. 企画評価選考会（プレゼンテーション）の開催日時等

- (1) 開催日時：令和6年7月30日（火）※時間は追って連絡する。
- (2) 開催場所：中小企業基盤整備機構北海道本部 6階 中会議室

10. 留意事項

- (1) 採用の可否にかかわらず、本企画書の作成に係る費用はお支払できません。
- (2) 一度提出された書類の変更及び取り消しはできません。
- (3) 提出された書類は返却いたしません。
- (4) 提出された書類や取得した情報等は本業務の採択に関する審査以外には使用しません。
- (5) 選考については、結果のみ通知し選考内容については公表いたしません。
- (6) 仕様説明会の参加者及び資料の交付を受けた者であって本選考への参加を辞退する場合、辞退の旨を下記「11.お問い合わせ先」のメールアドレスに連絡することとし、後日、入札辞退届を提出すること。
- (7) 本業務は、新型コロナウイルス感染防止拡大の観点から、政府・地方自治体及び施設等の要請により、対策措置の追加・変更や、開催中止を行う場合がある。これに伴い、請負業務内容の追加や一部削除等の変更を行う場合は、双方協議の上、請負契約の変更を行うことによって契約金額の見直しが生じる場合がある。

11. お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構 北海道本部 地域・連携支援部（担当：関澤・森）
〒060-0002 北海道札幌市中央区北2条西1-1-7 ORE 札幌ビル6階
TEL：011-210-7473（直通） e-mail：hokkaido-renkei@smrj.go.jp

この公募に関する掲載期間は、令和6年6月14日から令和6年6月28日までとする。

以上